

# 町の奨学金貸付制度をご活用ください



町では、次代を担う子どもたちや農漁業および商工業の後継者のために、奨学金制度を設けています。

令和2年度の受付期間は4月1日をもって締め切りでしたが、6月12日(金)まで再募集します。希望される方は、貸付制度の内容をよくご覧になって、期日までに教育委員会に願書を提出してください。願書は、公民館、八雲高等学校にあります。

## 【問い合わせ先】

- ・教育委員会学校教育課  
☎0137-63-3131
- ・熊石教育事務所  
☎01398-2-3111

区分	項目	目的	対象者	種類および金額
高等学校・大学関係	奨学金貸付制度	有用な人材育成を目的とし、向学心に燃え能力が十分ありながら、経済的理由により就学困難な高校生・大学生等に奨学金を貸し付けする。	本人または保護者が八雲町に住民登録している者で、高校・高等専門学校・大学(短大含む)および専修学校に在学または進学を希望する者であって成績優秀な者。	<b>【奨学金】</b> 高校生 10,000円(月額) 高専生 15,000円(月額) 大学生・短大生 20,000円(月額) 専修学校生 高等課程 10,000円(月額) 専門・一般課程 20,000円(月額) ※卒業後1年据置10年割賦償還
	農漁業および商工業後継者養成奨学費補助制度	八雲町における農漁業および商工業の振興を目的として、後継者の育成、確保を図るため、奨学費を補助する。	将来、八雲町内で農・漁業の自営を後継しようとする者で、高校の農・漁業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学または進学予定の者。 また、商工業の後継者で大学・短大に在学または進学予定の者。	<b>【奨学費】</b> 高校生・高専生 10,000円(月額) 大学生・短大生 20,000円(月額) ※卒業後に補助を受けた2倍の期間を八雲町内で自営の農漁業および商工業に従事した場合、奨学費の返還が免除されます。 ※上記の期間を満たさなかった等、返還を必要とする事由が生じる場合があります。

## 子どもの医療費は助成されます!

町では、18歳到達年度末までのお子さんが病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

### 【対象となるお子さん】

満18歳に達する日(誕生日の前日)以後最初の3月31日までのお子さん  
※ただし、左記の場合は対象外となります。

- ① 中学校を修了後、高校等へ進学しない方または各種学校で修業年限が1年未満の課程に進学する方
- ② 婚姻している方
- ③ 自らが医療保険各法の被保険者、組合員または世帯主となっている方

### 【自己負担額】

保険診療に係る医療費の自己負担はありません。

### 【申請手続きに必要なもの】

- ・お子さんの健康保険証
- ・印鑑
- ・転入された方は、前住所地の市区町村発行の所得課税証明書

- ・高校生は在学証明書または学生証の写し
- 【申請先】
- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

### 【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112

## 屋根・外壁...各種塗装リフォーム

塗装工事のことでお悩みの方  
お見積もりは無料で承っております。

北海道知事許可 渡第02499号

## 有限会社 土田 塗装

〒049-3115 二海郡八雲町出雲町60-129  
TEL.FAX 0137-64-2166

＜広告＞